

1 規則等の案の題名

静岡県太陽光発電設備適正導入ガイドライン（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和元年10月18日から令和元年11月18日まで

3 提出された意見の件数

13件

	項目	提出された意見	考慮の結果	市の考え（理由）
1	全般事項	近隣住民が、太陽光パネルの設置により設置環境を注視することは当然であり、当該ガイドラインを整備することは極めて重要と思われれます。一方、環境影響評価条例が大規模設置事業に適用される点、つまり、中・小規模の太陽光パネル設置事業や設置後の事業規模変更等、当該ガイドラインの適用範疇に属さないが、近隣住民の不安を惹起する難しいケースが生じることも予想されます。まずは、当該ガイドラインをパブリックコメント等より得られた指摘に従い適切に吟味、確定する一方、他市、他県で生じている所謂「難しいケース」について情報を収集し、静岡県との意見交換も併せて、当該ガイドラインの充実化をはかり続けることは、さらに重要と思われれます。	原案の 変更なし	ガイドラインの運用等に関する御意見であるため、今後の参考とさせていただきます。 なお、御意見のとおり、今後も情報収集等を行い、ガイドラインの充実に努める必要があると考えています。
2	全般事項	このガイドライン（案）は技術的には概ね妥当な範囲となっていると考えられます。むしろ、より踏み込んで太陽光発電設備に対して規制を強化するのが適当と考えます。 しかしながら、これは議会の決議を経て制定される条例とは異なるものと見受けられます。当然ながら強制力は弱いものとなり、不適な事業または事業者の排除をするには不十分ではないかと考えられます。 住民ではない私が申し上げるのは僭越ですが、早期に内容を強化した上で条	原案の 変更なし	当該ガイドラインは、太陽光発電の普及を進めつつ、トラブル防止を図ることを目的としており、本市としては、まずはガイドラインで対応していきたいと考えています。なお、トラブルが頻発する等、強制力を要する事態が生じた場合には、早急に条例制定を検討する必要があると考えていま

		例とすることが適当ではないかと考えます。		す。
3	4 ガイドラインの対象	<p>ガイドラインの対象は100kW以上としていますが、この線引きは実情に合いません。仮に100kW程度の太陽光発電所を作るとしても、多数の事業者は自家用電気工作物の規制を免れるように、また高圧受変電設備の取り付けを免れるために、50kW未満の出力となるようにされた区画を多数設ける、いわゆる低圧分割案件により処理をすることが多いからです。そして低圧分割案件こそ、簡略的な工事で太陽電池モジュールなどの飛散などが発生しやすい状況がより多く見受けられます。</p> <p>そのため、対象の基準値の引き下げを希望します。窓口規制的な取扱の便からは50kW未満とすることが容易でしょう。ただし望ましいのは全量売電となる10kW以上を以て基準値とすることと考えます。10kW未満にあってはメーカー側の施工者登録制度が部分的にではあっても機能しているからです。</p>	原案の変更あり	<p>規制を免れるための低圧分割案件に関しては、経済産業省・資源エネルギー庁が対策を進めているところと伺っています。</p> <p>一方、対象規模について本市の実情（市内の太陽光発電事業のFIT認定件数や、規模による周辺環境への影響等）を踏まえて再検討した結果、御意見のとおり対象規模を引き下げることが妥当と判断し、原案を変更することとします。</p> <p>【ガイドラインの対象（累積的影響含む）】 変更前：100kW以上又は敷地面積1,000㎡ 変更後：40kW以上又は敷地面積400㎡</p>
4	7（3）必要となる法令等の手続	<p>必要となる法令に関してですが、漁業法は大丈夫でしょうか。関係するものとして、河川の内水面漁業になるかと思いますが、組合の同意などがあるような気がします。</p>	原案の変更あり	<p>「別表3 必要となる法令等の手続」には、太陽光発電事業の実施にあたって、許可・届出等の手続を要する法令等の一覧を示しています。トラブル防止のために組合の同意等は必要と考えますが、法令上の手続ではないため、記載していません。</p> <p>なお、御意見に基づき、「7（2）②地域住民等との調整」の内容を修正します。</p>
5	8（1）②防災・安全面の配慮	<p>FIT買取価格が低下することで、太陽光発電は大型化と小型化の二極化することが予想できる。</p> <p>小型で経済性を高めるには、土地開発よりも急傾斜地等防災上問題のある場所などを“有効活用”することなども予想される。</p> <p>ガイドラインでは、このような防災上の観点からも検討願いたい。</p>	原案の変更なし	<p>ガイドラインの8（1）②「防災・安全面の配慮」に基づき、市関係課が連携し、事業者に対して防災・安全面への配慮・対策を行うよう求めています。</p>
6	8（1）③環境へ	<p>P6③環境への配慮 ○動植物の保護</p>	原案の変更あり	<p>御意見を踏まえ、8（1）③「動植物の保護」の内容を下記のとおり修正します。</p>

	の配慮	<p>この部分では、重要種の生育・生息が確認された場合には…とありますが、重要種ではなくても底に生息している動植物への影響を配慮すべきです。</p> <p>また、重要種については、保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施することとありますが、“県の保護方針としては、生息・生育環境への影響の回避または低減を優先するもの”と記載されています。</p> <p>つまり、代償措置はやむを得ない場合で、特に絶滅危惧ⅠA～Ⅱ類は回避～低減を原則とするもので、代償措置を推奨しておりません。</p> <p>例</p> <p>重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、生息・生育環境への影響の回避または低減を優先すること。さらに、重要種以外の動植物に関しても生態系を構築する一要因であることから、重要種との関連性を調査し、関係性がある種に関しては、重要種と同等の措置を実施すること。また、重要種との直接的な関連がない場合でも生態系そのものへの影響を及ぼす場合には、影響を可能な限り低減すること。</p> <p>というような感じで、段階的に示してはいかがでしょうか。</p>		<p>重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、生息・生育環境への影響の回避または低減を優先すること。さらに、重要種以外の動植物に関しても生態系を構築する一要因であることから、必要に応じて重要種との関連性を調査し、関係性がある種に関しては、重要種と同等の措置を実施すること。また、重要種との直接的な関連がない場合でも生態系そのものへの影響を及ぼす場合には、影響を可能な限り低減するよう努めること。</p>
7	8（1） ④景観	<p>景観への配慮は必要な視点である。</p>	<p>原案の 変更なし</p>	<p>ガイドライン案の内容を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。</p>
8	9維持管 理	<p>台風15号で太陽光パネルの破損・飛散やそれに伴う火災が発生しました。強風に対する破損による「飛散による被害」と「火災発生時に迅速にシステムを止め、消火される」ことに対して配慮頂けると良いかと思えます。</p> <p>パネル取り付け部の劣化があると問題ですので、維持管理にも入れるべきだと思います。</p>	<p>原案の 変更あり</p>	<p>御意見に基づき、8（2）②において、太陽光発電設備の異常等を即時に感知できる設計とする旨を明示することとします。</p> <p>また、御意見のとおり、設備の経年劣化が懸念されますので、9（1）において、定期的かつ適切な保守点検を行う旨を明示することとします。</p>
9	9（3） 適切な管	<p>事業者は形式的な届出をした後に、ガイドラインを無視してしまうことも考えられるので、将来に亘って適正な運営ができるように住民及び静岡市が監視</p>	<p>原案の 変更なし</p>	<p>提出された届出をもとに、適宜現地確認を行う等、市関係課が連携して対応する予</p>

	理	<p>できるようにするのが適当です。</p> <p>1 行政機関との調整 にあつては、様式第1号の届出と様式第3号、様式第4号、または様式第5号の内容に相違がないかを確かめるために、住民への縦覧の対象とすることが望ましいです。</p> <p>2 地域住民との調整 にあつては、計画通りの施工がなされたか、また施工は技術的に適当であったかを検証するために、竣工時及び維持管理の段階で住民に対する説明会を開催することが適当と考えます。</p>		定です。
10	10 撤去・処分	<p>計画当初から撤去、処分について確認しておくことが重要で、終了届、撤去届の提出は必要な手続である。</p>	原案の変更なし	<p>ガイドライン案の内容を評価する御意見であるため、参考意見とさせていただきます。</p>
11	11 (3) 届出様式	<p>チェックリストのチェック欄では単純に、該当または非該当をチェックするだけの形式に止まっています。これは国の事業計画認定にも共通することですが、事業者が形式的なチェックを入れるだけで、実際に該当しているかどうかを確かめないということが多発すると予想されます。</p> <p>この予防としてチェック欄に加えて判断の根拠を記入する欄を、全ての法令等について設けることが適当です。判断の根拠は法令を参照したことだけにとどまらず、適用の対象となるかならないかを判断するに足る資料の有無や、所在地や設備構成との照合をした過程などが分かるように記載されている記述とすることが望ましいです。</p>	原案の変更なし	<p>「様式第1号 事業概要書」は、事業者から受領後、関係課と共有する予定ですので、今後、関係課による確認が行われる仕組みにしていきたいと考えています。</p>
12	11 (3) 届出様式	<p>太陽光発電設備の一部部材が敷地外に飛散し、他社の物件に被害を与えることが増えてきています。本来であれば民法第717条により占有者あるいは所有者が責任を負うことになるはずですが、しかしながら、その占有者あるいは所有者が容易に判断できないことから、加害者の匿名性が守られる事態に陥っています。</p> <p>この救済のために、太陽光発電設備の部品または部材に関して追跡可能となるように、全ての型式及び製造番号を記入の対象とするのが適当です。なおかつ当該太陽光発電設備の設置のための部品または部材を購入したことを示す根拠資料を提出させるのが適当です。そして、住民や行政機関の問い合わせに対し</p>	原案の変更あり	<p>御意見のとおり、型式及び製造番号の記入に関し、届出書（様式第3号、第4号）への記入を求めることとします。</p> <p>様式第5号については、事業終了後に設備を変更することは想定されないため、枚数・台数等の把握で足りるものと考えています。その他については、今後のガイドラインの運用にあたっての参考とさせていただきます。</p>

		<p>てその内容を知らせる制度を具体的に設けるのが適当です。</p> <p>受変電設備は風により飛散することは通常ありませんが、地震による倒壊や水害による流出は時としてありますし、何より電気設備の根幹をなす機器であることから、欄を設けて届出の対象とすることが適当です。技術的に十分でない事業者や工事者の中には高圧機器の受変電設備についての知見を持ち合わせていない、或いは調達ルートを確保し難いこともあるので、計画を具体化していることを確認する一助となるでしょう。</p> <p>連絡先については一般的に建設の事業が重層的な請負体制によりなされることから、工事体制図その他一般的に作成する資料を転用し、全ての工事について役割分担が判る形での届出が適当と考えます。</p> <p>以上の意見は、設備の追跡を確実にするために、様式第3号運転開始届、様式第4号太陽光発電事業終了届、様式第5号太陽光発電設備撤去完了届のいずれかにおいても適用することが望ましいと考えます。</p>		
13	11(3) 届出様式	<p>太陽光発電はトラブルになることが多いので、ガイドラインを作ることは良いことだと思います。</p> <p>細かいことで恐縮ですが、いくつか気になることがありましたので書きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表3で、たくさんの法律が書かれていますが、内容の表現が統一されていないように感じます。全ての表現を統一するのは難しいかもしれませんが、せめて相談窓口が同じところは統一してはいかがでしょうか(20ページの開発指導課や21ページの静岡県維持管理課など)。あと、最後の※印で、「注意すること」とありますが、何に注意するのか書いた方がわかりやすいと思います。 ・27ページのチェックリストは、事業者さんは大変だと思いますが、事業をしっかりやるために必要だと思います。そのリストのチェック欄ですが、ほとんどが「該当」「非該当」となっている中で、「1種」や「市街化区域」となっているものがあります。全て「該当」「非該当」ではダメでしょうか。 ・31ページの太陽光発電設備撤去完了届には、撤去したことを示す写真を、事業者に求めないと本当に撤去したか把握できないと思います。市の人が現地を見に行くのかもしれませんが。 	原案の変更あり	<p>御意見を踏まえ、別表3及び様式の記載内容を修正します。</p> <p>チェックリストについては、法令等によっては「該当」、「非該当」が適切とは言えない場合があります。適した表現としています。ただし、都市計画法については、御意見のとおり「該当」、「非該当」とした方が適切であることが判明したため、修正します。</p> <p>様式第5号 太陽光発電設備撤去完了届については、御意見のとおり、撤去完了後の状況は市として把握すべき事項と言えるため、写真など撤去後の状況がわかる資料の添付を求めることとします。</p>

